

女性に対する暴力に関する専門調査会運営規則の一部改正について（案）

令和 3 年 月 日
女性に対する暴力に関する専門調査会

女性に対する暴力に関する専門調査会運営規則（平成 13 年 4 月 20 日女性に対する暴力に関する専門調査会決定（平成 21 年 11 月 11 日一部改正））の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（ワーキング・グループ）

第 9 条 調査会は、必要に応じ、ワーキング・グループを開催することができる。

2 ワーキング・グループにおいては、調査会委員以外の有識者を構成員として所属させることができる。

附 則

この決定は、第 116 回の調査会から適用する。